



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 7 8 号 令和 4 年 7 月 1 5 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 6 3	介護医療院の開設を許可した件	長寿いきがい課
4 6 4	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
4 6 5	同	同
4 6 6	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
4 6 7	同	同
4 6 8	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	生産基盤課

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 1	銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を 改正する規則	

徳島県告示第四百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。
令和四年七月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介 護 医 療 院		名 称	福田整形外科病院介護医療院
		所 在 地	徳島市南内町二丁目三四番地
開 設 者		医療法人福田整形外科病院	
サービスの種類	介護医療院		
許可年月日	令和四年七月一日		

徳島県告示第四百六十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和四年七月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社オアシス	徳島市佐古一番町八番二〇号	オアシス北島	板野郡北島町江尻字夷ノ本二番地一	保育所等訪問支援	令和四年四月一日
合同会社ふるうる	吉野川市鴨島町鴨島乙八九七―六〇	こども発達支援 すいえる	吉野川市鴨島町鴨島乙八九七―六〇	児童発達支援 放課後等デイサービス	同
株式会社c o c o c h i i	徳島市川内町竹須賀九番地の一	学習サポート s c r u m P L U S 徳島北島校	板野郡北島町鯛浜字大西一四三―一	放課後等デイサービス	同
一般社団法人そらいろ	鳴門市撫養町大桑島字大谷一一番地九	発達支援事業所 そらいろのたね	徳島市北田宮四丁目六一―六	児童発達支援 放課後等デイサービス	同
一般社団法人こども とおとな研究舎	徳島市佐古七番町四番九号	とりどりの森 S I L	同 佐古七番町四番九号	児童発達支援 放課後等デイサービス	同

株式会社SOU	社会福祉法人サンシティあい	
徳島市八万町橋本一三四番地の四	板野郡藍住町矢上字原二二七番地二	
Tomodereco	リトルテレサ	
徳島市八万町上福万二一四一四	板野郡藍住町矢上字川向七一二 サンシティ藍一〇一 号室	
児童発達支援 放課後等デイ サービス	児童発達支援	保育所等訪問 支援
同	同	
五月一日		

徳島県告示第四百六十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和四年七月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社 a n d	板野郡北島町中村字野畑一 四番四	児童発達支援・放課後 等デイサービス十色	板野郡北島町中村字野畑一 四番四	児童発達支援 放課後等デ イサービス	令和四年四月一日
一般社団法人そらい ろ	鳴門市撫養町大桑島字大谷 一一番地九	そらいろのたね	徳島市北田宮四丁目六一 六	保育所等訪問 支援	同 七月一日
株式会社豊結会	阿南市那賀川町小延三九番 地三	児童デイサービスセン ター For You ―常三島―	同 東吉野町二丁目二 番地一	児童発達支援 放課後等デ イサービス 保育所等訪問 支援	同

徳島県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称 板野郡北島町	認可年月日
北島土地改良区	令和四年六月二十四日

徳島県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市中大野町 那賀川南岸土地改良区	令和四年七月一日
阿南市那賀川町 色ヶ島土地改良区	同

徳島県告示第四百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和四年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会会長影治信良に委託した。

令和四年七月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 7 月15日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成19年徳島県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号中		「		
		1	49点未満	2 49点以上76点 未満
		3 76点以		
上		「		
を		36点未満		36点以上
		」		

に、「申込人」を「申請人」に改める。

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別記様式第 6 号に相当する改正前の別記様式第 6 号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。